

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

## Injury Alert (傷害注意速報)

No. 22 ロック機構付きシートベルトによる窒息

事例	年齢：2歳3カ月 性：女児 身長：80cm 体重：11kg	
傷害の種類	窒息	
原因対象物	チャイルドシート固定のためのロック機構（ALR：Automatic Locking Retractor）が付いた後部座席のシートベルト	
臨床診断名	低酸素性脳症	
発生状況	発生場所	自動車内の後部座席
	周囲の人・状況	後部座席に兄（5歳）、運転席に母親
	発生時刻	2008年11月29日 午後1時00分頃
	発生時の詳しい様子と経緯	走行中の自動車の後部座席で5歳の兄と共にシートベルトで遊んでいた。兄が「首が！」という声を発したので母が後部座席を振り返ったところ、女児の首にシートベルトがきつくからまり窒息していた。すぐに停車し、ベルトをはずそうとしたが、ロック機構のためにゆるまず、逆にしまっていくため、近くの店ではさみを借りてベルトを切つてはしなかった。直ちに当院に救急搬送された。後部座席のシートベルトはチャイルドシート固定のためのロック機構が付いており、シートベルトを最後まで引き出すとロックされ、巻き込みの方向のみにしか動かなくなり緩まなくなるようになっている。
治療経過と予後	当院到着時、顔面は鬱血し、全身強直の状態意識障害を認めた。窒息による低酸素性脳症と考え、輸液、グリセオール、ミダゾラムにて加療した。次第に意識レベルは回復し、9日後に事故以前の状態まで回復し、退院した。	

## 【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

1. 国民生活センターの報告<sup>1)</sup>によれば、1999年以降、同様の事故は7事例あり、そのうちの1例(4歳児)は死亡している。
2. 今回の事例でまず気づく問題点は、乗車中にチャイルドシートを使用していなかったことである。チャイルドシートを使用していれば、このようなことは絶対に起きない。2000年4月より、6歳未満の子どもを自動車に乗せる場合にはチャイルドシートの使用が義務付けられている。子どもの車内事故の調査<sup>2)</sup>をみると、1,389件のうち、ドアに手や足を挟んだ(594件)、急ブレーキ時に頭や体を強打した(391件)、パワーウィンドウに手・足・首を挟んだ(136件)、ドアが開いた、または子どもがドアを開けて車外へ転落した(25件)、シガーライターをいたずらしてやけどした(11件)などの事故はチャイルドシートを使用していれば予防が可能である。
3. 自動ロック式巻き取り装置(ALR)はシートベルトを最後まで引き出すとロックされ、巻き込み方向にのみ動いて緩まなくなる。これは、手持ちのチャイルドシートを簡単・確実に取り付けるために便利な機構である。子どもがこのタイプのシートベルトを体や首に巻きつけると締め付けられることになる(イメージ写真を参照)。
4. 全ての国産車の取り扱い説明書には注意が記載され、業界団体である日本自動車工業会や日本自動車連盟は啓発活動を行っているが、これらは消費者に周知されているとはいいがたい。シートベルト本体や近くのわかりやすい位置に注意を喚起するような表示もない。現在、この問題に対して、日本の自動車メーカーはALRを無くしていく方向に進んでいる。
5. 自動車の事故や水没時に自動車から緊急脱出するために、鋏などの裁断器具やガラスを割る器具を自動車内に装備しておく必要がある。

## 文献

- 1) 国民生活センター「シートベルトのロック機構にご注意」2008年3月24日  
[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080324\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080324_2.pdf)
- 2) どうすれば防げる？子供の車内事故。JAF Mate, 41(6):12—14, 2003



イメージ写真